

屋外広告物の種類

この手引書で扱う屋外広告物の種類は大きく分けて「I. 広告板」、「II. 広告塔」、「III. 壁面突出広告物」、「IV. 壁面広告物」、及び「V. 広告幕」の5種類となります。

I 広告板

I-1 野立広告板 I-2 敷地内広告板
I-3 屋上広告板

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面が板状であるものをいいます。

細かくは、建築物のない区画に設置されたもの「野立広告板」、建築物のある区画に立てられたもの「敷地内広告板」、建物の屋上に設置されたもの「屋上広告板」の3つに分かれます。

II 広告塔

II-1 野立広告塔 II-2 敷地内広告塔
II-3 屋上広告塔

木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたもので、土地に建植され又は建築物その他の物件に取り付けられ、広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造であるものをいいます。

細かくは、建築物のない区画に設置されたもの「野立広告塔」、建築物のある区画に立てられたもの「敷地内広告塔」、建物の屋上に設置されたもの「屋上広告塔」の3つに分かれます。

III 壁面突出広告物

建築物の外壁面から突き出して取り付けられる広告板等をいいます。

IV 壁面広告物

建築物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示されたものをいいます（壁面突出広告であるものを除く。）。

建築物の窓の外側に掲出されたものは壁面広告物、内側に掲出されたものは窓面広告といいます。

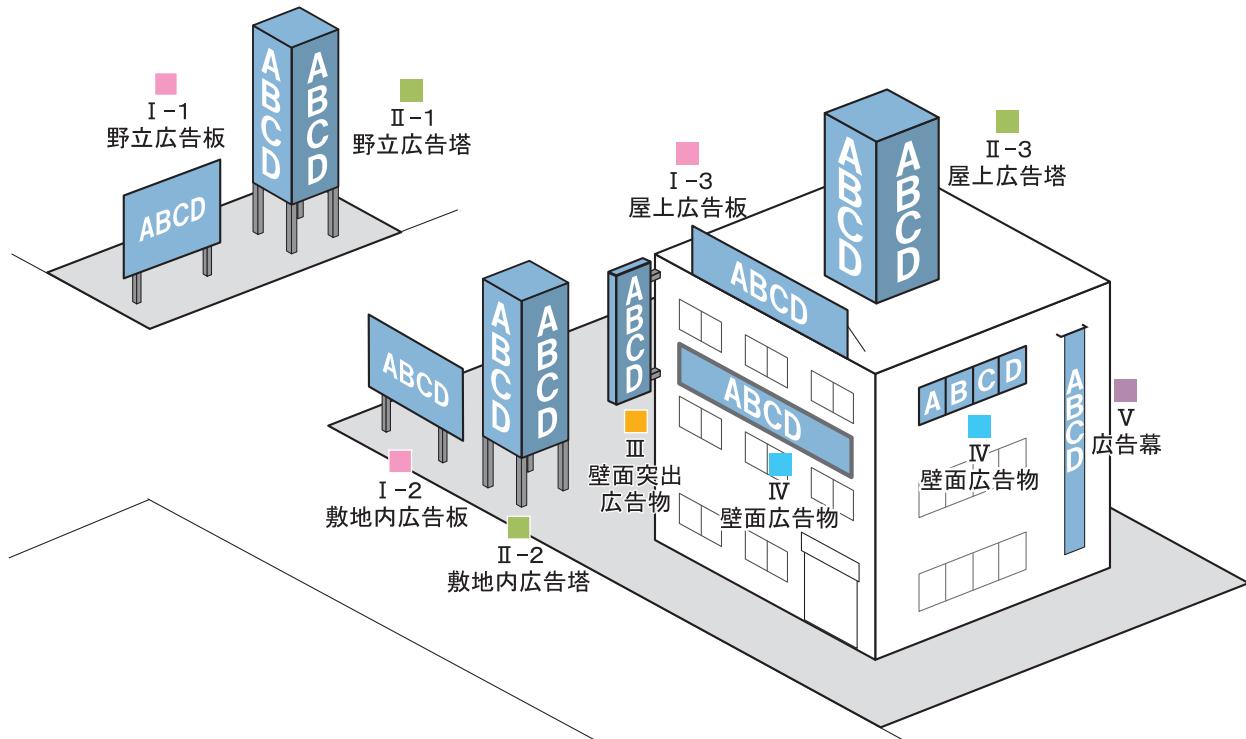
V 広告幕

木、金属、合成樹脂等の竿に布を付けたもので、針金等で建築物その他の物件に取り付けられ、その布を利用して表示されるものをいいます。

※以上5種類に該当しない広告物については、

小山市都市計画課までお問い合わせ下さい。

※交通安全、災害防止等に関する広告物は、本指針の適用除外になります。



広告景観誘導地域

広告景観を「1. 住居専用地域」、「2. 市街地地域」、「3. 田園調和地域」、及び「4. 田園調和沿道地域」の4つの地域に分け、それぞれの地域の景観に合わせた屋外広告物のデザイン等の誘導を図っていきます。

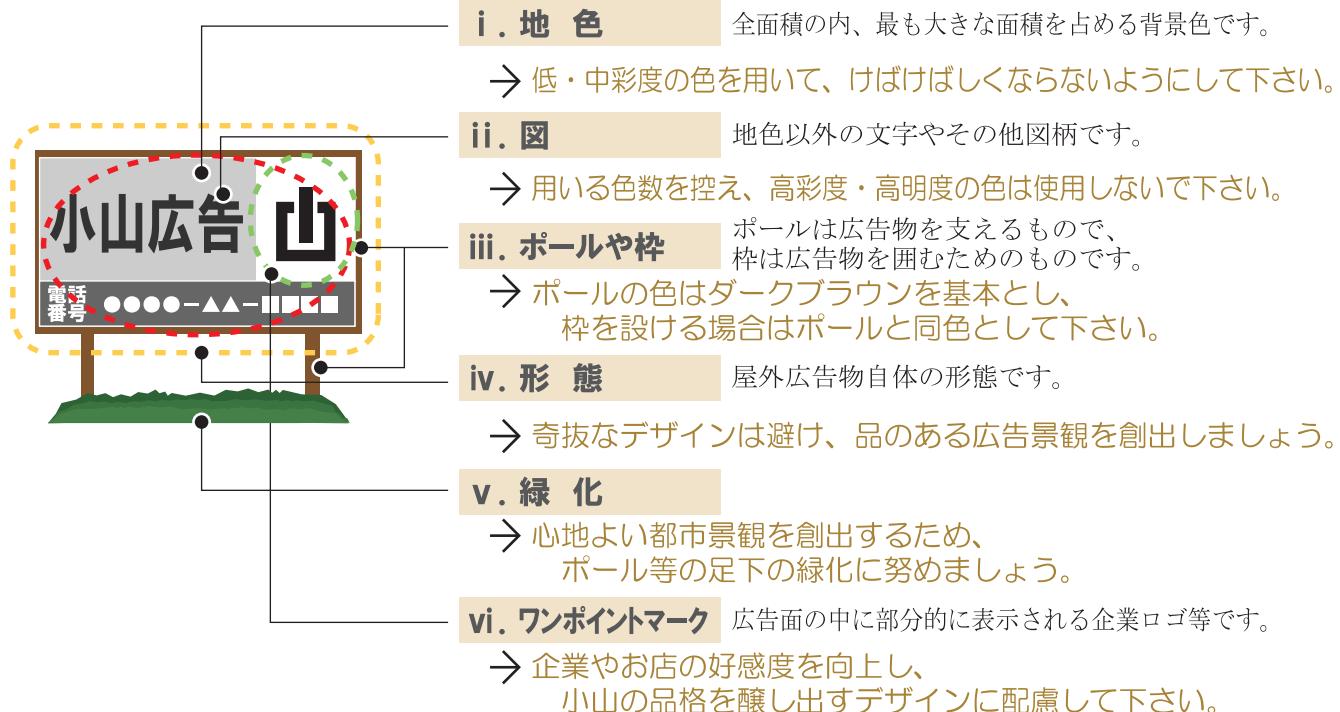
区市 街 域 化	1. 住居専用地域	栃木県条例の市街地形成許可地域（用途地域の住居専用地域）		
	①第一種低層住居専用地域	②第一種中高層住居専用地域	③第二種中高層住居専用地域	
調整区域 市街化	2. 市街地地域	栃木県条例の市街地形成許可地域（住居専用地域以外の用途地域）		
	①第一種住居地域	②第二種住居地域	③近隣商業地域	④商業地域
調整区域 市街化	⑤準工業地域	⑥工業地域	⑦工業専用地域	
	3. 田園調和地域	栃木県条例の田園調和型許可地域		
調整区域 市街化	4. 田園調和沿道地域	栃木県条例の田園調和型沿線許可地域		



※詳細の区分は小山市都市計画課までお問い合わせ下さい。

屋外広告物の設置に関する基本的ルール

良好な広告景観を形成するため、屋外広告物の設置にあたって、色彩等に関する基本的ルールを設けています。具体的には、広告物を構成する「i. 地色」、「ii. 図」、「iii. ポールや枠」、「iv. 形態」、「v. 緑化」、及び「vi. ワンポイントマーク」の6つの要素に対しての色彩や形態についての指針を設けています。



※広告物の種類や広告景観誘導地域により、デザイン指針を設けていますので、詳細は個別に確認して下さい。

屋外広告物の種類毎のデザイン指針

次頁以降、屋外広告物の種類毎に具体的デザイン指針を定めていますので、設置したい屋外広告物の種類に対応したデザイン指針掲載頁をご覧下さい。

設置したい屋外広告物の種類

- I - 1 野立広告板
- I - 2 敷地内広告板
- II - 1 野立広告塔
- II - 2 敷地内広告塔
- III 壁面突出広告物

デザイン指針掲載頁



P.08

- I - 3 屋上広告板
- II - 3 屋上広告塔
- IV 壁面広告物



P.10

※「V 広告幕」はP.07をご覧下さい。